

## 東白川村長の資産等の公開

政治倫理の確立のため、国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条及び東白川村長の資産等の公開に関する条例に基づき別紙のとおり公開する。

平成30年7月1日

東白川村長 今 井 俊 郎

平成30年7月1日

資 産 等 報 告 書

東白川村長

 

1 土地

所 在 地	面 積	固定資産税の課税標準額	適 用
	m <sup>2</sup>		

- 【注】 1.信託している土地を含む、ただし、自己が権利貴族者であるものに限る。  
2.共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
3.相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権または、土地の賃借権

権利の目的になっている土地の所在	面積	適要
	m <sup>2</sup>	

【注】 1.信託している土地を含む、ただし、自己が権利貴族者であるものに限る。

2.共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3.相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

### 3 建物

所在地	床面積	固定資産税の課税標準額	適要
	m <sup>2</sup>	円	
東白川村越原 1117-5	69.13	1, 205, 637	
東白川村越原 1117-5	26.48	100, 508	
東白川村越原 1117-8	28.50	189, 689	

【注】 1.共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2. 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3.買い替えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

#### 4 預金、貯金、郵便貯金

##### ・預金

預金の総額	<u>312,000円</u>
-------	-----------------

【注】当座預金及び普通預金を除く。

##### ・貯金

貯金の総額	<u>8,811,139円</u>
-------	-------------------

【注】普通預金を除く。

##### ・郵便貯金

郵便貯金の総額	<u>2,000,000円</u>
---------	-------------------

【注】通常郵便預金を除く。

#### 5 金銭信託

元本の総額	<u>0円</u>
-------	-----------

6 有価証券

種 類	額面金額の総額
	0 円

【注】種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種 類	銘 柄	株 数	額面金額の総額
株 券	(株)ふるさと企画	1株	50,000円

7 自動車、船舶、航空機、美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る）

・ 自動車

種 類	数 量
普通自動車	1台
軽自動車	1台

【注】種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・ 船舶

種 類	数 量

【注】種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・ 航空機

種 類	数 量

【注】種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・美術工芸品

種 類	数 量

【注】種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

8 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することが出来るものに限る）

ゴルフ場の名称

名 称	数 量
美濃白川ゴルフクラブ	1

9 貸付金（生計を一つにする親族に対するものを除く）

0円
----

10 借入金（生計を一つにする親族からのものを除く）

借入金の総額	0円
--------	----



第2号様式（第3条第2項関係）

平成30年7月1日

資 産 等 補 充 報 告 書

東白川村長 今井俊郎 印

1. 土地

所 在 地	面積	固定資産税の課税標準額	適 要

- 【注】
- 1.信託している土地を含む、ただし、自己が権利貴族者であるものに限る。
  - 2.共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
  - 3.相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
  - 4.買い替えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

第3号様式（第5条第1項関係）

平成30年7月1日

所得等報告書

東白川村長 ~~安井~~ 俊郎



区 分		所得金額	基因となった事実
総 合 課 税	事 業 所 得	円	
	不 動 産 所 得		
	利 子 所 得		
	配 当 所 得		
	給 与 所 得	8,263,725	東白川村役場
	雑 所 得		
	譲 渡 所 得		
	一 時 所 得		
分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
山 林 所 得			

受贈財産の課税価格	0 円
-----------	-----

【注】 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについて、その基因となった事実を記載する。